たしろ時報

發行所　鹿兒島縣肝屬郡　田代村役場
印刷所　樋渡印刷所

田代村産業五ケ年計劃案成る

縣は去る廿四年三月鹿兒島縣經濟振興五ケ年計劃基本方針を定めて縣民の進むべき方途を示し、協力を求めてゐる。此の縣の方針に則り本村七千六百七十八町三反八畝の土地と七千五百の人口を基礎として、産業の各分野について實施可能なる施策と、且つその努力目標を計劃したものである。

村當局としては、此の計劃は、村民がよりよき生活を望む限りにおいて、進むべき途であると確信して居るが、同時に七千五百人の村民も之を承認されるであらうと信じて居る。然し今日の社會經濟事情は變轉極りなく、容易に予斷が許されないので、將來狀況の推移に伴ひ、臨機應變の處置に出ることが肝要であり、之が爲には本計劃の修正變更も亦予期しなければならないと思ふ。

一、田代村經濟の性格と現狀

縣の調査によると、縣民の所得は眞に確實なものを把握することは出來ないが、直接國稅、通貨流通高、及び各種預貯金額から判斷して縣民一人當の所得は、日本國民一人當り所得の四〇%から五〇%と推定され四十六都道府縣のうちで最底位で、全國平均の半分程度のものであるといふ。村民所得については、預貯金通貨流通高等は詳でなく、調査困難であるが、本村の農業經營、産業狀態、其の他から推定して縣民の平均所得より遙かに低位であると考へて誤りではないと思ふ。

なぜこの樣に村民所得が低位であるか調べてみるに

1、本村は純農村であつて、農家戸數も多く、從つて總人口に對する農家人口の占める率は非常に高く八七%である。此の純農村であることが經濟が低位で村民所得が著しく低い原因である。アメリカの樣に農業が大規模に機械化されてゐる國に於てさへ、農業者一人當りの所得は、農業以外の國民一人當り所得の二分の一に過ぎないと言われ、農業者はどこの國でも、工業其の他に比して所得は少い。從つて商工業に從事する者が少く農業に從事する者の多い本村民の所得の少いのは當然である。

2、農業經營規模が極めて零細であることゝ、地力の低いことである。本村農家の一戸當り經營面積は、六反歩(水田二反四畝、畑三反六畝)で内地農家一戸平均七反五畝に比べても著しく零細である。加ふるに耕地の大部分は山間溪谷の間に散在し、畑は傾斜地多く、水田に於いても日蔭濕田、常習災害地多く、地力は極めて低い。地力の低い上に、零細經營であるが爲に、農家では自家消費の必要量さへ生産出來ない。農家が總農家戸數の五三%を占めてゐる狀況で、現金收入の途はなく、貧困に陷らざるを得ないのである。

3、高原で然も盆地で氣温の低い事温が低い爲に各作物の生育期間が長く植付は早く、收獲は遲れる爲麥の收獲甘藷の植付、水稲の植付が殆んど同時に行なはれなければならない。秋の收獲及冬作の作付も亦同じで、作付準備が不充分になり勝である。又晩霜が通常四月上旬で、記錄的には五月一日に晩霜があり、各種作物に大被害を與へた例があり、通常煙草の植付甘藷の苗床、其の他夏作作物が遲れ、特に煙草等は夏季台風時期迄收獲が終らず、大被害を被ることしば〳〵である。故に他町村の農業經營と競爭が出來ない。

4、都市に遠く交通不便にして物資の輸送が困難である。鹿屋市迄陸路八里然も坂道多く、鹿兒島迄陸路二里半海路二〇海里にして、鐵道はなく、購買物資は高價に買はざるを得ず　反面販賣物資は運賃を高く支拂ひする爲、生産物は都市の小賣價格の二割程度で産地取引される現狀である。爲に村外移出を目的とした換金作物は、殆んど栽培されてゐない。

5、雨量が多過ぎる。本縣は全國でも雨量が多いと言われてゐるが、本縣の内本村を包圍する國見山脈と霧島が最も雨量が多い。特に麥の結實期に降雨量の多い爲、銹病、黴病の發生多く、收獲期に長雨が續き、收獲不能に陷ることも少くない。又夏季の降雨日數多き爲、病虫害の發生多く、かつ困難となり、大豆の收獲不能も夥しくなく、冬作作付時の降雨大なる爲作付等の遲延を招き　主要食糧生産の障害となつてゐる。

二、産業五ケ年計劃立案の理由

以上述べ來つた如く、縣民の經濟生活は全國の最低位であり、本村村民のそれは縣の平均より遙かに低い。村民は此の事實を卒直に認識して、如何にして此の悲慘な生活狀態から脱却して、豊かな文化生活を營むべきかを眞劍に考へなければならない。既に村民の一部には、本村産業の不振を自覺して之が振興を計らなければならないという氣運が、強く高まりつゝあるが、産業振興の重点を何所におくべきか、如何にして實現すべきかについては、意見が統一がされておらず、互に連絡のない努力が個々ばら〳〵になされてゐるに過ぎない。

然し本村の實情は、一部村民の散發的な努力によつて、打解されるものではない。村民の發奮を促し理解を深め、個々の努力を一つの目標に統一し、村民の総力を擧げて、村産業の振興發展を圖る爲にしつかりした綜合的な計劃が必要であることは言ふまでもないと信ずる。　この樣な考への本に五ケ年計劃を立案したのである

(未完　以下次號)

創刊のことば

村長　上田政吉

民主政治の要締は民をしてよく知らしむることだと思ひます。之迄我村としては、各種の情報を衆知せしめる方法として、掲示板を利用するとか、又は各部落駐在員をして、或時は口頭で或時は書類によつて傳達致して居つたのでありますが、時たまその趣旨が徹底しないことがありまして、事務を逐行する上に往々支障を來した例がありましたので、今回本村議會の了解を得まして「田代村時報」を發刊することになり、本村における産業、教育、衛生、交通等あらゆる部面の情報を本紙を通じて村民の皆さんに流し度いと思ひます本時報は隔月一回(二十頁)發行する事とし、尚必要のある場合は隨時に發行しようと思ひます。何分初めての試みであり、編集に當る者も經驗がないので、皆さんが進んで讀まれる樣に仕向ける事が出來ない事は村民の皆さんが是非知つて戴かなければならない記事が多いと思ひますので、各人漏れなく目を通して下さるよう切望致します。

◎村の發展の爲に

目高正

民主的な村政を築くため村民の生活を向上するために。村民は村政をよく知り村政に對して責任を持ち、そして七千の村民がはつきり、とけ合つて一体化してはじめて熱情と責任が生れこゝに眞實の民主村政が打ちたてられるのだから民主主義の行政はあくまで主權者としての村民を中心にしてみちびかねばならない、かゝる意味に於て村當局村議會は村民と不離一体となり常に村民と接し村民の聲を聞きそれを村政に如何に生かすかが最も必要な事と思ふ茲に於て今回「田代村時報」を發刊され廣く村民に報知される事は本村産業經濟文化發展の上に大いなる喜びであり本村發展の基礎を築くものと思ふ。

希くは「村政の橋渡し」となるこの時報が花火線香式でなく整然とした企劃でねばり強く繼續的に益々發展せられん事を望む。

晴れの落成

今ぞ出來た村役場

今こそ新築の明るい役場で
明るい村政だ!!

本村の農業を阻害してゐる。氣

眞の力がこもつていた—

本國から全く姿を消しなくなるまでは
一身を盡したいと思つています

村民は、どんな心持で見たであろうか
その翌日から田代村役場は何

九代　上田政吉
(〃　二二年現在)

本村林政の向ふ所

本村は他に比類のない林業上の特色を持つた林村である。大隅半島の中央に位し、旺盛な樹木の成長と、南國特有の有用樹種の豊富な点は全國に冠たるものであります。從つて本村林業政策の重点は、此の樣な本村の特殊性を十分活用する事にあるのであります。育苗や特用樹種を含む全面的造林の實施や、木材加工利用面の振興等は、最も積極的な施策を要する當面の問題であることは、今更多言を要しないのであります。戰時から戰後にかけての亂伐は、直接森林資源の消耗に拍車をかけた許りでなく、著しく荒廢させ、森林の持つ國土保安的な機能は破壞に頻していると言ふべきではない。最近直續的に發生した風水害に、漸く治山治水の急務が一般に認識されて來たことは、誠に力強いことであります。山を治めて水を治まり、それに伴つて村民生活も安定の緒につくのであり、村土の安全なくしては、絶對に産業復興は望まれないのであります。之が爲に村に於いても林業經營の意法とも言うべき施業の編成に萬全の態制を整へ、適正伐採の決定に造林對策に、又奥地開發に備へて林道の擴充強化等、今後向うべき施業の方針を確立すると共に、水源地の造成等を計り、全山緑化に最全を盡すべく計劃を樹立しつゝあります。

之等を一日も早く完成させる爲には、全村之に呼應する森林復興への熱意の昂揚がなければなりません。何卒本村林業の御興と飛躍發展の爲、深い御理解と御協力を御願ひ致して止まない次第であります。(二五、七、一二)

根本的改革を予想されたシャープ勸告に基づく地方税法案は去る國會において白熱的論議の果遂に不成立に終り縣や市町村はかつてなき深刻なる財政危機直面するに到りました。此の財政危機を打解する爲に來る國會において成立を予想され下半期に於いて税の殆んどを徴集される法地方税の實施は、現在の金詰りによる經濟界の實狀から考へる時相當深刻な困難の伴う事は納税者も充分覺悟しなければならないと思はれます。さて税の納期が來たとなるとその金策は生やさしいものではなくその爲に事業家等にとつては經營に大きな影響を及ぼす事は既にはつきりした事實であります。どころが勤勞者等にとつてはどうでせう、毎月の給料から税金を天引されるのでその負擔は他に比して決して輕くないにも拘らず割合苦痛を感じてゐないと言はれてゐます。そこで收入の一部を前以て納税の資金として積立て置く樣にすれば經營も健全になり納税も樂に出來ると言う譯であります。これは今更こゝで申す迄もなく既に充分御承知のところでありますがその實行が仲々困難な爲に等閑されてゐるのであります。貯金は一人では中々困難なものです、目に見えない程宛運ぶ蜜蜂も共同と持久により澤山の蜜を貯へてゐます

貯蓄組合を作りませう

自分の爲に！

來るべき税金攻勢に備えて！

◎貯蓄組合を作りませう

本年度の税の納期は！

種類	税目	納入月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
國税	所得税				○				○			○	
縣税	事業税						○					○	
村税	固定資産税					○			○		○		
	民税						○			○		○	
	自轉車税							○					
	荷車税									○			

右は一般大象の負担するものだけであります。又地方税は去る國會で廢案となり今回の國會で定まると思はれますが納期については變更される事があると思はれます。

所得税の申告は本月末まで

所得税の申告は本月末日までであります。申告制度が採用されて三年になります。今迄の体験に基き一人もれなく申告しませう。

尚今回所得税法が改正になり相當輕減される様です。

A申告及納期

イ、一般……七月、十月、一月

ロ、農家……七月、十二月、十三月

B控除

イ、基礎控除……二万五千円

ロ、扶養控除……一万二千円

ハ、不具者控除……一万二千円

ニ、雑損控除……所得金額の十分ノ一を越える雑損金額

ホ、醫療控除……所得税の十分の一を越える醫療費

赤信號！

罹るな傳染病！

今年は各地に非常に多くの赤痢、疫痢、腸チフス等の消化器傳染病が流行して居ります。次の事項にお互注意し予防しませう。

1、病氣の仲介「はへ」の撲滅
2、暴飲、暴食、病氣の原因
3、夜ふかし寝冷は發病の誘因
4、手洗實行、清潔第一
5、早期發見正しい治療
6、子供の發熱には先づ浣腸を
7、病氣をかくすは惡疾のもと

疑しい病人が出來たらかくさず早目に醫者の診斷と治療を受け役場に報告して下さい。

國民健康保險

診療費年額　一五八萬圓　最高は一戸で　二八七〇〇圓

國民健康保險から見た田代村の昭和二十四年度一ヶ年の診療費總額は一五八七三七五円で最高は一戸で二八七〇五円となつておりこの金額は保險の單價で計上されたもので、之と一般市價の料金で計算すると二三八萬円以上になるが尚之以外療養諸雜費はこの二倍程度費消せられるものと思われます。

此の様な莫大な診療費を患者の家庭丈で負担することにすれば相當の資産家でない限り倒産しなければならないでありませうし又金詰りの今日中以下の家庭では保險診療によらないで現金治療となると、思う様に醫者に見て貰うことは余程困難な事ではないでせうか。金詰りが深刻化すればする程御互助け合う相互扶助制度の必要を痛感せられるのですが、國民健康保險はこの精神に基づいて設けられたものであります。

次に本村の國民健康保險の概要について簡單に説明致します。

一、公營移管　昭和二十三年

二、被保險者（保險加入者）

本村に居住している者全員

但し次の如き人々は除外されています

1、官公署工場等に勤めてゐて共濟組合等に加入してゐる人々

2、節記の鑢合世帯主が加入者であるときはその家族全員

3、免税者及外國人

※備考　異動の際は十日以内に受診証持參届出のこと

三、保險の給付（救濟）

1、療養の給付（傷病の治療）

病氣負傷の場合受診証を以て醫師の治療を受けます

但し、ストレプトマイシン。サントニン、エッフエドリン高級サルゾール、齒科の義齒は含まれていません

四、保險醫

村内　油木田　磯の兩醫師

鹿屋保健所

鹿兒島市内の全醫師と國縣立病院

五、一部負担金

國民健康保險によつて治療を受けた場合は實費（治療費）の五割を本人が負担金として役場に納付します。

役場は保險料と一部負担金を合せて醫師に支拂います

（未完）

身体障害者福祉法のあらまし

この身体障害者福祉法は、本年四月一日から實施されましたが、現在幸福であるべき人が肉体的な不自由の爲に苦しみ、惱みつゝ淋しく其の日を送つている人々があることは何といたましいことでしようか。

これらのともすれば不幸とかこち、自棄の氣持になりがちな人々を助け力づけその更生を

市町村役場經由知事に提出することになつています。

三、この法律で更生援護の方法としては、大部分の人々が援護と言へば金錢や物品等の給與があると考へがちですが、この法律でなされる更生援護は、身体障害者が更生し一般人と共に活動が出来るようにすると事に重点が置かれ、大体次のような事が定められています。

1、身体障害者の發生の予防や早期治療及び援護思想指導啓發

2、身体保障害者の實情調査

3、診察、檢査、及び更正相談

4、更生援護施設への收容及び利用

5、盲人杖、義肢、補聽器、車椅子等の補裝具の交付や修理

6、公共的施設内の賣店設置の優先的許可

◎振はない麥の供出

昭和二十五年産麥の供出については、去る六月十三日より十九日迄を供出週間と定め各戸に督勵文を配布して誠意ある供出を御願したのでありますが、六月末現在僅かに六、五%の成績しか上げ得なかつたことは誠に殘念な事でありました。次に六月末現在各部落供出成績を擧げてみませう。

部落	時前割當料	供出量	%
下	1862	115、2	6
馬場	939	38、4	4
東ノ原	271	0	0
長谷	1100	22、9	2
西中郡	1364	76、8	5
東中郡	773	30、0	3
橋口	2015	38、4	1
中村	1225	18、9	1
山下	1344	83、5	6
岩崎	2069	112、0	5
表木	2211	185、9	8
折小野	1014	0	0
山ノ口	1359	103、9	7
西大原	1891	0	0
東大原	1089	0	0
中尾	415	0	0
新田	1024	0	0
内ノ牧	238	0	0
久木野	187	0	0
鵜戸野	477	0	0
平石	3550	480、7	13
柴立	3109	166、1	5
上柴立	2522	133、1	5
上原	2067	0	0
原澤	161	0	0
池野	3582	340、9	9
瀬戸口	1660	60、7	4
鳥淵	1069	500、6	46
早瀬	1431	76、8	5
郷原	2025	0	0
邊志切	2410	231、0	9
鶴園	5665	566、0	10
	52、000	3398、0	6、5%

▲割當てられた供出は完全に果しませう

供出すればそれは貯金となり、手形を借りてゐる人は供出で返濟されます。未だすんでいない人は早速供出して下さい。

▲供出される場合は次の点に注意して下さい。

一、調製をよくして不合格にならぬ様にしませう。不合格品は供出の對象とはなりません

二、菜種に代替される場合は、代替であることをはつきり言つて入庫票に記入して貰ひませう。

晋及事務所だより

▲水稻の管理について

忙しい田植も終つてほつと一息という所でしようが、これから收穫迄いろ〳〵管理が必要になつて參りますのでその要点について述べて見ませう。

1、中耕除草

一回目から三日四迄は中耕を主体に、四回目は除草本位

2、追肥

一回目植付後二週間目頃反當二貫、二回目出穂前二五日反當一貫及至二貫

3、地干し

植付後五十日目頃八月初旬三日ー四日落水します。

4、病虫害の防除

イ、ウンカの適期驅除に努めませう。

セジロは七月中旬以後が發生の時期ですから發生を見たら除虫油反當五合及至BHC、DDT等で驅除します。

ロ、黒椿象虫（フ）は捕殺しませう

ハ、稻熱病、胡麻葉枯病の予防、

末然防止の爲發生前に銅製劑、又は四ー六斗式石灰ボルドー液の散布を致しませう。ボルドー液は大豆展着劑、水一斗につき三ー五匁加へ、反當八斗、銅製劑は水一斗に一四匁と大豆展着劑三ー五匁を加へ反當八斗

▲甘藷の管理本年度は苗の生育不良のため苗が不足し、植付が後れているので、今後植付けるものは、農林2號、同7號等の早生系の品種を用ひること。

黒班病予防のため蔓先苗を利用すること。

※管理

イ、中耕土寄は植付後一ヶ月頃迄に行うようしませう。樋上の厚い覆土は禁物です。

ロ、除草は早目に徹底的に行ひませう

雑草は肥料を奪うだけでなく、甘藷の日當りを惡くして、藷の肥大を妨げます。

ハ、蔓返しはやめませう。

之は葉の同化作用を妨げ、收量の減少を招きます。成績の示す所によりますと蔓反し一回で一割二回で一割六分三回で二割の減收となつています。

（田代村農業改良普及事務所）

◎お知らせ

▲肥料統制の撤廢

肥料が統制されてから十一年目、愈八月一日から撤廢されることになりました。但し過燐酸石灰の價格統制丈は殘置されます

▲農業改良普及技術員增員さる

村民各位の要望によつて、縣改良課に增員方を要望中の處六月末日付を以て伊作町出身大園亨

1、煙草小賣人指定の優先的取扱ひ

2、製作品の國、地方公共團体への販賣

3、國有鉄道の旅客運賃の割引

4、所得税法により總所得金額から一人に付き一萬貳千円宛の控除

5、以上が法のあらましですが、此の法に該當すると思われる人は、村役場、總務課厚生係詳細御問合せ下さい。

（總務課厚生係）

▲道路災害復舊工事二四年度道路災害復舊工事として八ヶ所補助申請中の處、二五年度第一、四半期分として、小路坂及び由ノ口橋が認可され、指名入札の結果小路坂は上原實夫氏、由ノ口橋が上之園稔氏が既に工事に着手した。工事費は全額國庫補助であります。

▲馬の移入禁止について

馬の流行性腦炎予防の爲馬の移入が禁止されました。

▲馬の流行性腦炎予防の爲家畜傳染病予防法第一六條の規定により六月三十日より當分の間次の地域より馬の移入を禁止する。

昭和二十五年六月二十日

鹿兒島縣知事　重成格

鹿兒島告示第一九〇號

宮崎縣一圓

◉編集後記

この時報は皆さんに愛され皆さんに必要なものにしたいと念願し張切つてゐます。

難産でした。漸く生れ皆様にお贈りする運びとなりました。

御參考になれば幸ひです。然し編集者自身全く淺學菲才且又始めてのこゝろみでありますので心はあせり筆は運ばずと言ふところ心配でなりません。

今後色々な事項について皆様にお知らせし、お願ひし、又皆様の眞○なる意見を伺ひ村の發展に本紙を以て貢献したいと思ひます。

改める点が非常に多いと思ひますので御指導と御援助をお願ひします。